



# 鳥取県公報

平成17年11月8日(火)  
号外第183号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (110) (空港港湾課) ..... 1
	鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則 (111) (＃) ..... 2

———公布された規則のあらまし———

1 規則の改正理由

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、鳥取空港の運用時間が延長されるとともに航空機の重量制限の特例が設けられたことに伴い、空港施設の利用時間の規定等の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取空港の一部の施設の利用時間を午前7時から午後9時30分まで(現行 午前7時30分から午後9時30分まで)とする。
- (2) 重量制限を超える航空機による空港施設の利用許可の申請様式を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等  
施行期日は、平成18年1月1日とする。  
鳥取県事務処理権限規則の一部改正  
重量制限を超える航空機による空港施設の利用許可を鳥取空港管理事務所長の委任決裁事項とする。

## 規 則

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第110号**

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第88号)附則ただ

し書に規定する第3条及び第5条の改正の施行期日は、平成18年1月1日とする。

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第111号

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和42年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下本則において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示及び追加条を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>(利用時間)</p> <p>第1条の2 空港の利用時間は、次のとおりとする。 ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる施設以外の施設 <u>午前7時から午後9時30分まで</u></p> <p><u>(重量制限を超える航空機による空港の施設の利用の許可の申請)</u></p> <p><u>第3条の2 条例第5条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第1号の3による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(着陸料等の減免)</p> <p>第10条 条例第18条の規定により着陸料を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>国土交通省大阪航空局鳥取空港出張所の長が認め</u>た試験飛行のため空港の施設を利用するとき。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>様式第1号の3 (第3条の2関係)</u></p> <p><u>重量制限超過航空機利用許可申請書</u></p>	<p>(利用時間)</p> <p>第1条の2 空港の利用時間は、次のとおりとする。 ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる施設以外の施設 <u>午前7時30分から午後9時30分まで</u></p> <p>(着陸料等の減免)</p> <p>第10条 条例第18条の規定により着陸料を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>航空保安事務所の長が認め</u>た試験飛行のため空港の施設を利用するとき。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2～4 略</p>

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職氏名 様</p> <p style="margin-left: 40px;">住所又は 所在地 氏名又は 名称</p> <p>下記のとおり重量制限を超過する航空機による 利用をしたいので、許可して下さるよう申請し ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 利用に係る航空機の種類、型式、登録記号及び 換算単車輪荷重</p> <p>2 利用の日時</p> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日 時 分着陸 年 月 日 時 分離陸 (停留 時間)</p> <p>3 利用する目的</p> <p>4 その他参考事項</p> <p>備考</p> <p>1 利用する目的は、定期運送事業、不定期運送 事業その他について記載すること。</p> <p>2 その他参考事項は、ACN値（国際民間航空 条約の附属書14に定めるところにより決定され た航空機等級）を記載すること。</p>	
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

2 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前					
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、 第11条関係）					別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、 第11条関係）					
個別事項に係る事務処理権限					個別事項に係る事務処理権限					
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分		所 属 名	事 項		事務処理権限の区分		地 方 機 関 の 長 の 名 称
	種 類	内 容	知	専決権者 委任決裁権者		種 類	内 容	知	専決権者 委任決裁権者	

				部 課 長	地 方 機 関 の 長	部 課 長	地 方 機 関 の 長			
略										
空 港 港 灣 課	一～十六 略									
	十七 鳥 取 空 港 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 事 務	1 及び 2 略							鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長	
		3 同条例第4条の2第1項の規定による運用時間外の空港の施設の利用の許可								
		3の2 同条例第5条第1項ただし書の規定による重量制限を超える航空機による空港の施設の利用の許可							鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長	
4～14 略										
十八～二十 略										
略										

				部 課 長	地 方 機 関 の 長	部 課 長	地 方 機 関 の 長			
略										
空 港 港 灣 課	一～十六 略									
	十七 鳥 取 空 港 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 事 務	1 及び 2 略							鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長	
		3 同条例第4条の2第1項の規定による運用時間外の空港の施設の利用の許可								
		3の2 同条例第5条第1項ただし書の規定による重量制限を超える航空機による空港の施設の利用の許可							鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長	
4～14 略										
十八～二十 略										
略										